

1 文化の力による全国の地方創生、文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

文化庁の全面的な京都移転を契機に、文化の力による全国の地方創生、文化芸術振興を推進し、新たな日本の未来を切り開くため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 新たな文化芸術基本法に基づき、文化政策を総合的に推進するための、文化庁の機能強化、組織体制・予算の抜本的拡充
- (2) 新たな文化行政を推進し、文化庁の京都移転に対する国民的理解を醸成するための、文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化
- (3) 文化関係独立行政法人（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速

（内閣官房、文化庁）

(1) 文化庁の機能強化、組織体制・予算の抜本的拡充

機能・組織体制

○ 文化芸術基本法（平成 29 年 6 月施行）

- 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。

○ 「文化芸術基本法」を受けた文部科学省設置法の改正

- 文化に関する基本政策の企画・立案・推進、関係行政機関の事務調整機能の付与

○ 文化庁組織の抜本的改編（30 年秋）

- 「文化部」「文化財部」の 2 部制を廃止
⇒ 縦割りを超えた開放的・機動的な文化政策集団へ
- 各府省と協働で文化政策を総合推進

予 算

平成 30 年度概算要求 1,252 億円（対前年比 120%）

○ 「文化芸術」の枠の拡大

- 生活文化、近現代遺産、現代アートなど多様な文化芸術資源を生かして社会的・経済的価値を創出

○ 「文化財」行政の見直し

- 従来の「文化財の保存・公開・継承」だけでなく、積極的な活用を推進

日仏の文化予算の比較（2016 年度）

日本：1,040 億円（国家予算の 0.10%）

フランス：4,238 億円（国家予算の 0.89%）

（出典）2016 年文化庁委託事業「諸外国の文化予算に関する調査報告書」

要 望

社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換を図るため、
文化庁創設 50 周年を機に、**文化庁の機能強化、組織体制・予算の抜本的拡充が必要**

「新・文化庁」として、遅くとも平成 33 年度中に京都に全面的に移転

(2) 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化

文化庁地域文化創生本部の取組状況

<設置時期>

平成 29 年 4 月

<規模>

38 人体制

京都・関西地域
から官民合わせ
22 名を派遣



地域文化創生本部開所式の様子



文化庁職員が防火訓練に参加（泉涌寺）
するなど文化財防災の現場を直接把握

<取組>

文化庁の本格移転の準備とともに、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を先行的に実施

<成果>

- ・ 新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力が進めやすくなっている。
- ・ 地域や産業界の目線で文化政策を考えていく環境が整いつつある。



テレビ会議
システムの
活用により、
働き方改革
にも寄与

要望

平成 33 年度中の本格移転に向けて、新たな文化行政を推進し、文化庁の京都移転に対する国民的理解を一層醸成していくため、

- ① 地方創生など、地域文化創生本部が実施する事業の拡充
- ② メディアへの積極的な情報発信など、取組の発信力の強化 が必要

(3) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会)の広報発信・相談機能の京都設置の検討の加速

○ 政府関係機関移転基本方針

(平成28年3月 まち・ひと・しごと創生本部決定)

中央省庁(府県から中央省庁と一緒に移転を提案されている独立行政法人を含む)の移転については、以下の基本的視点から検討

(1) 地方創生の視点

地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

(2) 国の機関としての機能確保の視点

地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

(3) 移転費用等の視点

○ 新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて

(平成29年7月 文化庁移転協議会決定)

- 政府関係機関移転基本方針の中央省庁の地方移転に係る検討の基本的視点(①地方創生の視点、②国の機関としての機能確保の視点、③移転費用等の視点)に基づき、各法人の業務内容や実態を踏まえた移転のメリットや課題、費用負担の問題等について検討を行った。
- 広報発信や相談に係る機能を京都に設けることは、一定の意義・効果が期待できる。このため、文化庁が本格移転を実施する時期にこうした機能を置くことについて、効果を含め具体的に検討を進める。

要望

- ① 文化関係独立行政法人の広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速を!
- ② 設置に当たっては、政府関係機関移転基本方針等の趣旨に沿って、東京一極集中のは是正と、京都も含めた全国の地方創生、文化芸術の振興の推進につながる十分な機能の設置を!

独法の広報発信・相談機能を一層強化し、事業効果を全国に波及!

(京都での広報発信・相談機能の例)

- 独立行政法人の研究成果発表・展示等の事業の実施
- 独立行政法人が所有する文化財等の有効活用や企画・マネジメントのノウハウ等に係る相談窓口の設置
- 芸術文化振興に係る助成相談窓口の設置

2 文化、歴史、大学など国際文化観光都市・京都の強みを活かし、 国が進める取組を牽引するための連携及び支援の充実

文化や歴史、大学など、京都の強みを活かして新たな価値を創造することにより、「文化芸術立国」、「規制改革」など、国が進める取組を京都が牽引するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

国が取り組むプロジェクトと連携し、文化芸術立国を牽引

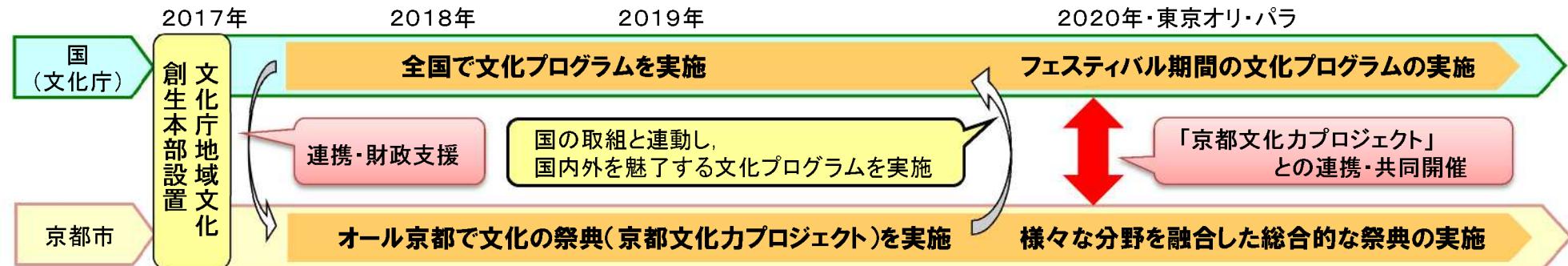
- (1) 国が進める「文化プログラム」事業のより強力な推進及び「京都文化力プロジェクト2016-2020」への連携・財政支援
- (2) 明治という時代の幕開けの舞台・京都から、「明治150年」の取組を率先して推進するための連携・財政支援
- (3) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の「MANGAナショナル・センター（仮称）」としての位置付け

特区制度を積極的に活用し、地方から規制改革を推進

- (4) 外国人が働きながら日本料理を学ぶことを可能とする特例措置の受入対象に、一定水準の調理技能を有する外国人料理人を追加する特区提案の実現
- (5) 京都で学ぶ留学生が京都市認定企業等に就労する場合の手続の簡素化に関する特区提案の実現

(内閣官房、内閣府、法務省、文化庁、農林水産省)

(1) 国が進める「文化プログラム」事業のより強力な推進及び 「京都文化力プロジェクト2016－2020」への連携・財政支援



京都文化芸術都市創生計画の推進による「文化芸術立国」の実現

文化芸術を基軸に観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な政策分野を融合し、新たな価値の創出を目指し、平成29年3月に「第2期京都文化芸術都市創生計画」を策定。文化庁の全面的な京都移転を踏まえ、計画における重要事業の1つとして「京都文化力プロジェクト2016-2020」のより多彩な取組を「文化プログラム」とともに強力に推進し、京都が「文化芸術立国」の実現に向けて、その中核を担う。

(2) 「明治150年」の取組を率先して推進するための連携・財政支援

本市の取組

「明治維新150年・京都の奇跡」プロジェクト

- 平成29年から補正予算も編成し、12の事業を本格始動！
- 平成30年のメインイヤーに第2弾、第3弾と更に取組を充実！！
 - みんなでつくる「明治150年・京都のキセキ」ポータルサイト開設
 - 市民、企業、大学等からの関連事業募集・連携
 - キックオフ事業
 - 記念シンポジウムや日本初の事業用水力発電所特別公開、番組小学校に関する企画展
 - 明治期の西陣織の技術革新を紹介する取組、琵琶湖疏水通船復活



要望

本市プロジェクトの推進に係る
連携・財政支援を！

効果

明治期の京都の先人たちが成し遂げた都市復興の歩みを再確認し、未来に活かすことは、地方創生のモデルとなる！

(3) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の「MANGA ナショナル・センター（仮称）」としての位置付け

現状

現在、「マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟」を中心に、マンガ・アニメ・ゲーム(MANGA)に関する「①資料の蓄積」「②人財の育成や産業振興」「③点在する関連施設の連携拠点としての国際的な情報発信と人の交流の促進」を目指す拠点「MANGA ナショナル・センター（仮称）」の整備が検討されている。

施設の立地については、センターのハブ(軸)としての機能を東京に、資料収蔵を主とする機能を地方に分散設置することが検討されている。

京都国際マンガミュージアムの実績

マンガ資料を収集・保存し、それらをもとにした研究成果をベースとして、研究機能、博物館・図書館機能、生涯学習機能、新産業創出機能、人財育成機能を有する。(平成18年11月開設)

- 明治期以降のマンガ関連歴史資料、世界各国の著名マンガ本、出版社や国会図書館にも保存されていない希少なバックナンバー等、約30万点を収蔵。
- 来場者は年間約30万人(平成28年度)。うち約2割が外国人(1位:フランス、2位:中国、3位:アメリカ)で、延べ来館者は約140の国・地域から約290万人。



コンテンツ分野における京都の強み

① 特色あるコンテンツ企業

長年にわたり日本映画を支え続けている映画撮影所、世界的なゲーム関連企業など、特色ある企業が存在

② コンテンツ系の教育機関の集積

京都市は学生が人口の約1割(約14万人)を占める「大学のまち・学生のまち」であり、かつ、全学生に占める芸術系学部生の割合は全国平均の約2倍(京都市5.1% 全国2.7%)

③ 官民一体となった取組例

● 京都国際マンガ・アニメフェア

京都企業と首都圏企業とのビジネスマッチングや人財育成、新たな観光客の掘り起こし等を目的として平成24年度から毎年開催

● KYOTO CMEX(京都シーメックス)

京都市・京都府・京都商工会議所等が参加する実行委員会が主体となり、マンガ、アニメ、映画、ゲームなどの各種コンテンツに関するイベントを開催

経済産業省の日本コンテンツの海外発信支援事業「コ・フェスタ」唯一の地方イベント

要望

「京都国際マンガミュージアム」においても、センターのハブとしての位置付けを！

効果

東京だけではなく地方からMANGAを世界に発信し、我が国のコンテンツ産業を活性化させ、MANGA文化で日本全体を元気に

(4) 一定水準の調理技能を有する外国人料理人の受け入れに関する特区提案の実現

現状・課題

- 本市では、平成25年から、全国に先駆けて外国人が働きながら日本料理を学ぶことを可能とする特例措置(京都市地域活性化総合特区 特定伝統料理海外普及事業)を開始し、これまでに京都市内の日本料理店に9名の外国人料理人を受け入れ。
- 近年、国内外ともに日本料理への関心が高まっており、日本料理の「ほんものの魅力」を世界に伝えることができる外国人料理人を育成し、海外への発信力を高めることがより重要に。
 - ・ 外国人観光客の「訪日前に期待していたこと」の1位「日本食を食べること」(3年連続)
 - ・ 海外の日本食レストラン数が4年間で約2.1倍(H25.1 約55,000店 ⇒ H29.10 約118,000店)に増加
- しかし、現在の特例措置では、国の指摘により海外の所属機関から業務の一環として派遣されることが要件とされているため、「高い技能や意欲を持った外国人」や「農林水産省の研修事業を修了し、引き続き日本での就労を希望する外国人」をそのまま受け入れることができない。
- 一方で、平成26年に創設された日本料理海外普及人材育成事業(農林水産省所管)では、同要件は設けられておらず、日本の調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した外国人を受け入れることが可能となっている。

要望

【特区提案中】

以下の条件を満たす外国人は受入対象に追加！

〈条件〉農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」を受けている外国人

効果

- 更なる外国人料理人の受け入れ・育成により、
- 日本食・食文化の海外への普及を一層促進
 - 京都を含む訪日外国人旅行者数の増加等に貢献



(5) 留学生が京都市等認定企業に就職する場合の手続の簡素化に関する特区提案の実現

現状・課題

- 留学生の就職時の在留資格変更手続において、上場企業等は国への提出書類が簡素化され、審査期間も短い一方、非上場企業である中小企業等は提出書類が多く、審査期間も長期にわたる。
- これらの手続は、雇用を検討する中小企業等にとって負担が大きいだけでなく、卒業を控えた留学生にとっても不安定な立場が長くなるなど、中小企業等が高度な知識や技術を有する留学生を雇用する上の阻害要因となっている。



要望

以下の条件をすべて満たす場合は、在留資格変更手続における国への提出書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化！

〈条件〉・大学コンソーシアム京都に加盟する大学（短大・大学院を含む）を卒業（学位取得）した留学生
・京都市等が審査・認定を行っている中小企業等（オスカー認定企業やAランク認定企業等）への就労

【特区提案中】

効果

- 留学生の雇用創出による更なる留学生の増加
- 中小企業等のグローバル展開の加速による地域経済の活性化

3 京町家の保全及び継承を推進するための相続税の 軽減措置等

京都・日本の貴重な財産である京町家の滅失が進行しています（毎年約1.7%滅失。21年度47,735軒 ⇒ 28年度40,146軒）。本市では、こうした状況に対して市民と危機感を共有し、滅失に歯止めをかけるため、京町家の所有者の負担軽減のための支援策や事業者・市民団体等と連携した保全・継承の推進と合わせ、取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定しました。

また、京町家再生プランの策定、改修助成、相談体制の構築、担い手の育成等に加え、建築基準法適用除外のための条例を全国に先駆けて制定しています。

京町家滅失の歯止めを実効あるものとするためには、これらに加え、国の制度改善が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 京町家の保全・継承を推進するために本市が条例で取り壊しに制約をかけた京町家に対する、相続税の軽減措置等
- (2) 京町家の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善、及び防火仕様の告示化等

(国税庁、国土交通省)

現状・課題

- 本市では、京都の貴重な財産、日本・世界の宝である京町家の保全・継承を推進するための施策に順次取り組んできたが、今もなお、毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で滅失が進行し、京都のアイデンティティを脅かす重大な危機
- 滅失の要因の一つに相続税納税のための資産売却が挙げられ、また、京町家の保全・継承の推進において、現在の建築基準法の制度の一部は、京町家の円滑な増改築等を進めるうえで制約になっている。
- 本市では、京町家の所有者、使用者、市民、事業者、地域、行政が、危機感・使命感を共有し、相互連携して取り組むべく、景観の形成又は文化の継承に重要な京町家の指定や京町家の取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定

京町家の滅失に歯止めをかけ、保全・継承していくためは…



要望

相続税の軽減措置や納税猶予といった税制上の支援や建築基準法の制度充実が必要！

相続税の軽減措置、納税猶予

(税制上の支援対象)

新しく制定した条例に基づき、40,146軒の京町家の中から、景観の形成や生活文化の継承に重要な京町家を指定。（指定に当たって、所有者の同意は求めない。）

- ☆ 趣きある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を図るうえで特に重要な京町家（単体指定）
 - ・取り壊そうとする1年前までに、本市に届出を行うことを義務化（罰則あり）
 - ☆ 京町家が集積し、趣きある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を図るうえで特に重要な地域に立地する京町家（地区指定）
 - ・取り壊そうとする1年前までに、本市に届出を行うことを義務化
- ⇒ いずれの京町家も届出後、原則として、1年間は取り壊しきれない。

建築基準法の制度充実

広く一般的な京町家を対象に、建築基準法における制度改善、防火仕様の告示化等により、京町家の増改築等を円滑に進め、京町家の保全及び継承を推進

- ☆ 水廻りなどの小規模な増改築等の際に課題となる遡及適用の規制緩和
- ☆ 土壁や軒裏などについて、実験等により耐震防火性能が確認された仕様についての告示化
- ☆ 伝統構法に適した構造設計法の制度充実
- ☆ 歴史的な細街路に建つ京町家の更新に向けた接道規定等の制度改善

既存制度

相続税評価の
30%控除

景観重要
建造物

歴史的風致
形成建造物

・指定した京町家も相続税
評価30%控除の対象に！

・指定した京町家の歴史的風致
形成建造物への指定を容易に！

指定した京町家
を対象とする相
続税の納税猶予
制度の創設を！

効果

京町家の保全・継承は、文化芸術基本法に基づく「生活文化の振興」及び観光立国推進基本法に基づく「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に寄与！

①文化の力による日本全体の地方創生の推進に、京都が積極的な役割を果たすために

4 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と、関西国際空港への延伸の実現

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備に当たり、日本の精神文化の拠点である京都をその国土軸にしっかりと位置付けていただくことが、東京一極集中の是正や人口減少社会の克服の観点からも極めて重要であることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と、
関西国際空港への延伸の実現

(国土交通省)

北陸新幹線の大阪までの一日も早い整備

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かないためにも、国土交通省が調査で想定している平成43年の着工時期にとらわれず、早期整備のための財源を確保することが必要。
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備については、沿線自治体に過度の負担が生じないよう、コスト削減や地方負担分に対する十分な財源措置が必要。
- 京阪神における交通ネットワークを形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置が必要。

北陸新幹線の整備スケジュール

- ① 金沢 ⇄ 敦賀間
平成34年度末完成

課題

- 8年間の空白期間

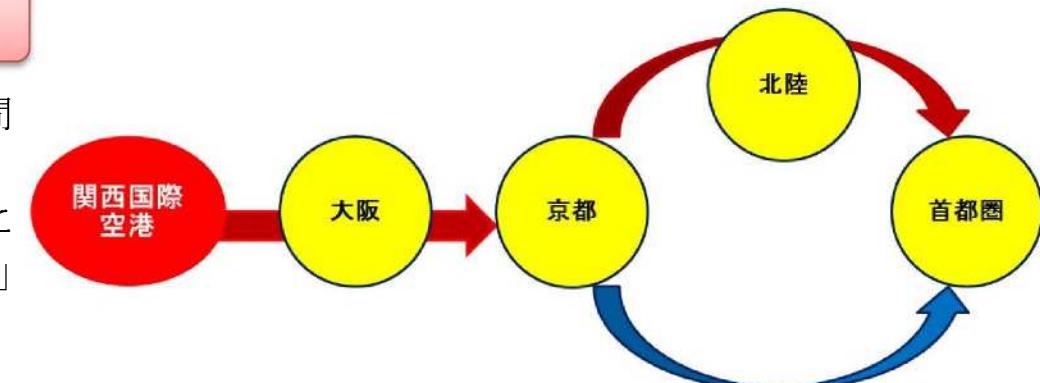
- 北陸圏との人的、経済的交流が、近畿圏から首都圏へシフトし、東京一極集中が加速

- ② 敦賀 ⇄ 大阪間
平成43年着工
平成58年完成

※ 現在の国土交通省の想定スケジュール

関西国際空港への延伸

- 北陸新幹線を延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。



5 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、 関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現

我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに、国家政策として整備を推進し、その効果が最大限に発揮されるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業
- (2) 関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善及び
「京都駅ルート」の実現（首都圏～京都～関西国際空港を75分でつなぐ）

（国土交通省）

リニア中央新幹線の現行ルート

- 現行ルートは、44 年前に超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定。
- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると明記されており、改めて、リニアを前提とした、ルートの検証が必要。

全国幹線旅客純流動調査(2010)を基に推計	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200 万人/年	300 万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810 億円/年	420 億円/年

京都駅ルートの適格性

京都駅は、既存の鉄道ネットワーク(東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄、市営地下鉄等)と結節しており、広いエリアに整備効果(時間短縮)が波及し、日本全体の発展に貢献。



東京・大阪間の早期開業

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かない。
- リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには、早期開業に向けた取組を推進することが必要。

関西国際空港への延伸

- リニアを延伸すれば、国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏、京都がつながる。
- 我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

「京都駅ルート」の実現

- 首都圏～京都～関西国際空港を 75 分でつなぐ。
- 21 世紀の日本の発展にとって、ものづくり、学術、文化、宗教、観光振興などの要素がきわめて重要。
- 京都は、現役の御所、全国的企業、宗教の本山、家元の所在地であり、また、文化庁の移転が正式決定している。政治経済の中心である東京と共に、これからも京都が日本の文化首都としての使命を果たすことは日本の未来のために重要。

6 東京一極集中是正及び地方の持続的な成長を促進するための 「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大

「地方拠点強化税制」については、根拠法の附則等に「施行後3年以内に再検討」と明記され、平成30年はその3年目となります。これについては、東京一極集中の是正及び地方の持続的な成長を促進するため、実態を反映した優遇地域の対象拡大が課題であり、再検討に当たり、改めて見直しを求めます。

提案・要望事項

東京一極集中是正及び地方の持続的な成長を促進するための
「地方拠点強化税制」の本市全域への優遇対象拡大

(内閣官房、内閣府、経済産業省)

現状・課題

- ① 地方創生の目的は、「人口減少の歯止め」・「東京一極集中のは是正」であり、「地方拠点強化税制」では、三大都市圏の既成都市区域が税優遇の対象外（本市の市街地のほぼ全域が該当）
- ② 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映**
- ③ 本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからず、今後の京都のまちづくりはもとより、周辺市町村、ひいては国の取組に大きな支障となるおそれ
- ④ 根拠法である**地域再生法**（平成27年8月10日改正法施行）の附則に「**施行後3年以内に再検討**」と明記
- ⑤ 優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（株島津製作所、三菱自動車工業㈱、ローム㈱等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、一方で、法施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。

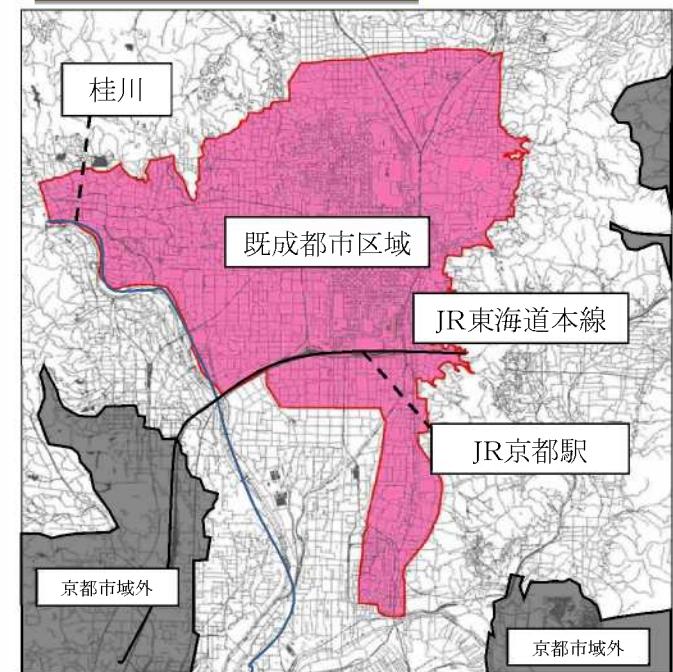
（参考）政令指定都市の人口

昭和35年（1960年）		
順位	都市名	総人口（人）
1	大阪市	3,011,563
2	名古屋市	1,697,093
3	横浜市	1,375,710
4	京都市	1,295,012
5	神戸市	1,113,977
6	北九州市	986,401
7	福岡市	682,365
8	川崎市	632,975
9	札幌市	615,628
10	広島市	590,972
11	仙台市	459,876

昭和60年（1985年）		
順位	都市名	総人口（人）
1	横浜市	2,992,926
2	大阪市	2,636,249
3	名古屋市	2,116,381
4	札幌市	1,542,979
5	京都市	1,479,218
6	神戸市	1,410,834
7	福岡市	1,160,440
8	川崎市	1,088,624
9	北九州市	1,056,402
10	広島市	1,044,118
11	さいたま市	821,854

平成27年（2015年）		
順位	都市名	総人口（人）
1	横浜市	3,726,167
2	大阪市	2,691,742
3	名古屋市	2,296,014
4	札幌市	1,953,784
5	福岡市	1,538,510
6	神戸市	1,537,860
7	川崎市	1,475,300
8	京都市	1,474,570
9	さいたま市	1,264,253
10	広島市	1,194,507
11	仙台市	1,082,185

京都市の既成都市区域図



京都市の市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制の税優遇を受けることができない**

要望

京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要

効果

京都市への企業移転の促進及び京都市外への企業流出を防止することにより、外部の優れた人材、新たな技術や経営ノウハウも取り込み、京都ならではの魅力が更に向上。その結果、京都市が周辺市町村を牽引する存在となり、真に都市特性を生かした魅力あふれる地方創生を推進

7 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、 国有地の活用の検討

施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国的地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただけよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、
京都刑務所（山科区、敷地10万7千m²、地下鉄柳ヶ辻駅徒歩5分）、
京都拘置所（伏見区、敷地2万7千m²、地下鉄くいな橋駅徒歩5分）、
京都運輸支局（伏見区、敷地2万m²、地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など、国有地の有効活用の検討

(法務省、国土交通省)

京都刑務所（現在地への移転から 90 年が経過）

- ① 施設の移転当時、周辺地域は田畠であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌
- ② 地下鉄東西線（平成 9 年）、京都高速道路（平成 23 年）の開通により、交通利便性が格段に向上
※地下鉄柳ヶ瀬駅徒歩 5 分



京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への移転から 50 年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中
- ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）、京都高速道路の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上
※近鉄上鳥羽口駅徒歩 5 分、地下鉄くいな橋駅徒歩 5 分



要望

将来の京都・近畿の発展、我が国の方針創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！

8 国立京都国際会館における多目的ホールの、 5,000人規模への拡張整備の早期実現

開館50周年を経た国立京都国際会館において、5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが、国の英断により、まずは2,500人規模で来春に竣工します。

一刻も早い5,000人規模への拡張整備が、日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすと期待されることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への
拡張整備の早期実現

(財務省、国土交通省)

現 状

◆国内外の主要な国際会議場の状況

国名	会議場名	メイン会議場 収容人数	メイン展示場 面積
日本	国立京都国際会館	1,840 名	3,000 m ²
日本	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 名	9,100 m ²
日本	国立横浜会議場(パシフィコ横浜)	5,000 名	20,000 m ²
日本	東京国際フォーラム	5,000 名	5,000 m ²
韓国	コエックス会議・展示センター(ソウル)	7,000 名	10,000 m ²
中国	香港会議・展示センター	8,000 名	20,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000 名	12,000 m ²
オーストラリア	メルボルン国際会議場	5,500 名	30,000 m ²

5千名が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダード

現在の施設整備（2,500人規模）の概要

①主要室等

展示ホール（2,000 m²:2,500人規模）

②主なスケジュール

敷地調査：26年7月～12月

設計：26年9月～28年2月

工事：28年3月～30年6月（予定）



整備イメージ

課 題

◆国立京都国際会館のスペース不足により、開催が見送られた国際会議の事例

年度	国際会議名	要請スペース	開催地
25	国際小児科学会	5,000人規模の会議スペース、12,000 m ² の展示場	オーストラリア
25	国際腎臓学会	3,000人規模の会議スペース、10,000 m ² の展示場	香港
26	世界心臓学会	5,000人規模の会議スペース、10,000 m ² の展示場	オーストラリア

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、更なる国際会議の受入れの増加が見込まれる中、2,500人規模ではスペース不足により開催が見送られる国際会議が今後更に増えていく見込み

[日本・京都市における国際会議の開催件数]

年	日本	京都市
27	2,847 件	218 件
28	3,121 件	278 件

<日本政府観光局による統計結果に基づく>

開催件数はいずれも過去最高を更新

5,000人規模の多目的ホールを整備することによる効果



豊かな自然環境



宗教や芸術文化の集積



高品質な伝統工芸

国立の国際会議場としての責務と機能を十分に果たすため、地元が行う「京都らしい設え」という付加価値を有する国内唯一の施設を最大限にいかし、日本文化の神髄ともいべき京都において、国際会議を更に多く開催することにより、日本文化を一層世界に発信することが可能に！

→ **国際貢献の機会を増やし、国際社会における日本の国力向上に大きく寄与することができる！**

9 幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援と教育の充実

幼児教育・保育の無償化や、待機児童対策等の幼児教育・保育の量の拡大や質の向上、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むための教育環境の改善など、子ども・子育て支援と教育の充実のため次のとおり求めます。

提案・要望事項

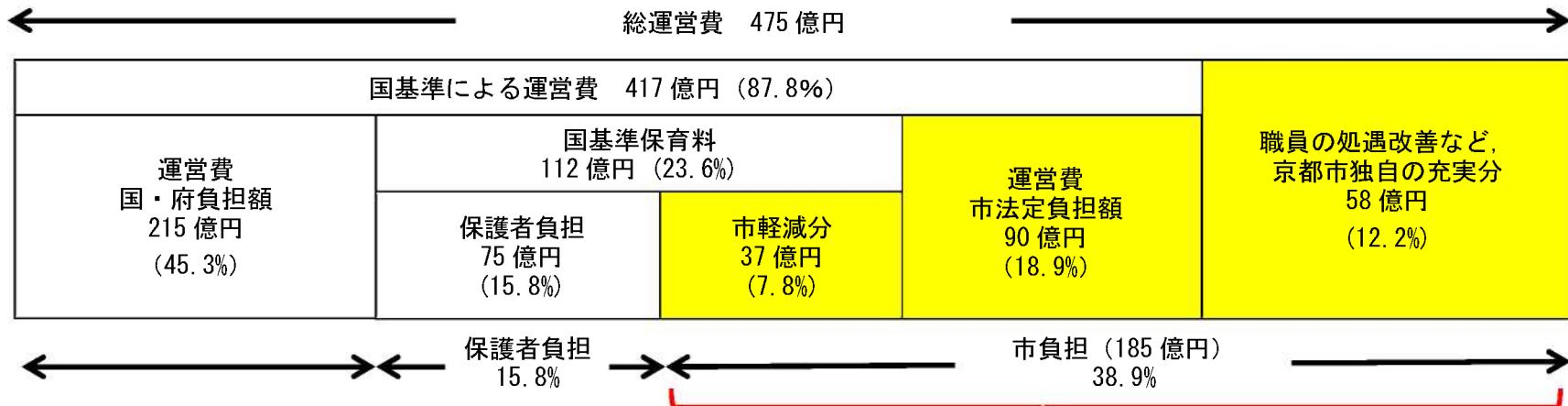
- (1) 国の責任における幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援と教育の充実
- (2) 安心安全な質の高い保育を行うために、京都市独自に改善している職員配置基準及び職員待遇を踏まえた十分な財政支援
- (3) 待機児童解消や保育環境改善のための保育所・認定こども園等の整備に対する、十分な財政支援及び運用の改善
- (4) 学校における教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置
 - ・ 教員が子どもと向き合う時間を確保するための教職員定数の改善
 - ・ スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置促進に向けた財源確保
- (5) 小学校2年生の35人学級の早期法制化や、独自予算による先行実施の自治体に対する財政上の不均衡の解消

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

京都市独自に改善している職員配置基準及び職員待遇を踏まえた十分な財政支援

本市の取組

質の高い保育を提供するため、独自の配置基準により保育士等を手厚く配置



(保育所における配置基準)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	3:1	6:1		20:1※	30:1	
市	3:1	<u>5:1※</u>	6:1	<u>15:1</u>	<u>20:1</u>	<u>25:1</u>

※3歳児配置改善加算(15:1), 1歳6箇月未満児に係る加配あり(4:1)

国基準を上回る保育士配置基準や職員待遇の改善等により保育環境を充実

しかし、保育の質の向上や保育士の確保は全国的な課題であり、
国における抜本的な対策が不可欠

要望

児童年齢に応じた適切な保育所職員配置基準の設定と、本市の職員待遇を踏まえた十分な財政支援が必要！

さらに、子ども・子育て支援新制度施行後、保育施設の事務処理負担が増加しており、保育へ注力するための、給付費等制度の簡素化・事務処理の効率化が必要

待機児童解消のための保育所・認定こども園等の整備

現状

保育所の新設・増改築などにより、児童受入枠を拡大し、国定義での**4年連続待機児童ゼロ**を達成

今後も保育需要の増大が見込まれ、引き続き対応が必要だが…



課題

- ① 国は「子育て安心プラン」に基づき、平成30年度から保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図るとしているが、平成29年度は認定こども園施設整備交付金(幼稚園部分に対する補助)の補助割れが発生する見込みであり、今後、保育所等の整備を進めるためには、国による十分な財源の確保が必要。
- ② 幼稚園型認定こども園の(保育所部分)整備に係る費用の市負担割合が高い。
- ③ 小規模保育事業の改修に係る補助金のスケジュールが示されておらず、迅速な対応ができない。
- ④ 特に市内中心区では土地取得価格が高騰し、整備の実現が困難。

要望

- ① 保育所・認定こども園等整備に係る国による十分な財政措置
- ② 交付金、補助金の充実
- ③ 交付金、補助金の年度途中の柔軟な運用
- ④ 国による保育所用地取得補助金の創設

が必要！

教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置

本市学校現場の現状

- 文部科学省が行った勤務実態調査の結果同様、本市独自の調査でも、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間を超える時間外勤務を行っており、極めて多忙な状況が見られた。
- このため、勤務時間の大半を占める授業や授業準備、部活動（中学校）における教員の負担を軽減する必要がある。

本市独自の取組

- 教員の配置においては、本市独自予算による小学校2年生での35人学級・中学生3年生での30人学級の実施をはじめ、小学校専科教育の非常勤講師の配置、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の試行配置等、これまで先進的に取り組んできた。

課題

本市独自の取組だけでは限界があり、
更なる取組の推進には国の支援が必要

要望

- 教員の一人当たりの授業時数や児童生徒数を減らすための、教職員定数の抜本的な改善
- 教員が本来の仕事に専念できるよう、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の人員配置の拡充

効果

- 教員が子どもと十分に向き合える時間の確保
- 心身共に健康でいきいきと働くことができる環境整備



小学校2年生の35人学級の早期法制化等

本市の状況

- 平成15年度から小1、平成16年度から小2の35人学級を独自予算で先行して実施
- 小1については、平成23年度の法制化で35人学級が実現している一方、小2については国の加配措置が始まった平成24年度以降も、先行実施していた自治体には加配措置がされておらず、本市においても実施に必要な加配は現在も措置されていない。
- そのため、本市では毎年1.5億円程度の負担が発生しており、他自治体との不均衡が生じている。
※ 平成29年度は、小2の35人学級実施のため、38人を独自措置

要望

小・中学校の学級編制基準の改定が必要であり、特に、小学校2年生における35人学級の早期法制化が必要

法制化が困難な場合は…

小学校2年生における35人学級を独自予算で先行実施していた自治体に対する、他自治体と同様の加配措置（財政上の不均衡の解消）が必要

10 安心安全なまちづくりと都市の持続的な成長のための 社会資本整備

地方が抱える課題に的確に対応し、安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 社会資本整備総合交付金等の財源確保と、地方にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる制度への更なる改革
～鴨川東岸線などの道路整備やバリアフリー化及び無電柱化等の推進～
- (2) 交通アクセス向上に資するJR嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置への財源確保
- (3) 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築
～堀川バイパストンネルの可能性などの調査や京都南ジャンクション（仮称）の整備等～
- (4) 下水道管の老朽化対策を推進するための補助制度の創設
～29年度に終了する緊急改築推進事業に代わる制度の創設、財源の確保～
- (5) 鉄道施設の改修・更新事業に対する支援など地下鉄事業に対する財政措置の拡充

(国土交通省)

(1) 交付金の財源確保と、地方の創意工夫を活かせる制度への更なる改革

現状・課題

本市では、都市の成長や魅力向上、安心・安全につながる様々な事業に、「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」を活用

- 都市の骨格を形成する「街路事業」 ○災害時のルート確保のための「道路防災対策」 ○景観保全や都市防災を目的とした「無電柱化事業」
- 橋りょう、トンネル、横断歩道橋などの「道路ストックの維持管理」 ○局地的集中豪雨に対応するための「河川改修」、「雨水幹線整備」
- 歩行者と自転車の安全を確保するための「自転車走行環境の整備」 ○観光・スポーツの振興拠点となる「公園整備」 ○「市営住宅」の適切な更新と維持管理 など

しかし・・・、内示額は、必要額を **約 65 億円** 下回っているため、
安心安全の確保など市民生活に必要不可欠な事業を進めることができない

<道路の新設>

災害時の通行を確保する鴨川東岸線では、計画的な工事の進捗が図れず、事業に遅れが生じた。



鴨川東岸線整備状況

<バリアフリー化>

駅周辺道路のバリアフリー化については、本市として必要な重点整備地区の整備が完了していない。



整備前

整備後

<無電柱化>

本市が重点的に整備する路線の計画延長約 18km に対して、進捗は約 6km にとどまる。

〈先斗町通〉



現状



整備イメージ

要望

国の財源（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）の確保・拡充、及び
地方が重要とする事業には、継続的・安定的に交付金を重点配分する等の柔軟な制度運用が不可欠！

(2) JR新駅設置への財源確保

現状・課題

京都駅西部エリアは、梅小路公園等、多彩な地域資源が集積しており、京都の成長戦略を推進するうえで核となる地域である。本エリアの更なる活性化を図るため、中心部にJR新駅を設置することとしており、平成31年春開業に向け、確実に事業進捗を図る必要がある。

要望

事業最終年度となる平成30年度は、「**都市・地域交通戦略推進事業**（交付金メニュー）の**財源確保**が必要！

効果

- ① 梅小路公園等の核となる施設へのアクセスが向上することをいかして、新たな人の流れをつくり、地域の活性化を図る。
- ② 新駅を軸とし、既存の公共交通を再編・強化し、公共交通の利便性向上や利用促進を図る。
- ③ 車利用から公共交通への更なる転換を図る。



(3) 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 ～堀川バイパストンネルの可能性などの調査や京都南ジャンクション(仮称)の整備等～

現状・課題

将来の本市の発展にとって真に必要な道路ネットワークについて、広域的な視点から、多様な意見を頂く場として研究会を設置。主要渋滞箇所が連続し、慢性的な渋滞が発生している堀川通をはじめ、市内各所で発生する渋滞の解消やリダンダムシーの確保等について議論している。

また、京都高速道路と名神高速道路が直接接続されておらず、大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど、道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。

要望

- 堀川通の交通円滑化のためのバイパストンネルの可能性などの調査
- 京都高速道路と名神高速道路を接続する**京都南ジャンクション(仮称)**のネクスコ西日本による整備の推進

などが必要！

効果

- ① 中心部をはじめ市内の交通渋滞の解消
- ② 大阪国際空港等へのアクセスの向上など、利便性の向上
- ③ 災害時等の更なる安心・安全の確保



堀川通の交通渋滞状況

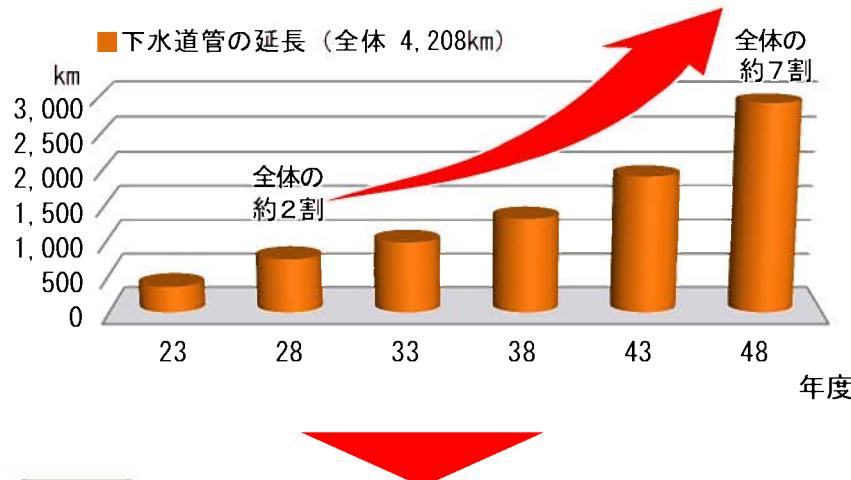
(4) 下水道管の老朽化対策を推進するための補助制度の創設

現状・課題

老朽化した下水道施設が増大し、20年後には下水道管の約7割が耐用年数（50年）を超過する。

国において、緊急かつ集中的に点検、改築等を推進するため、24年度に、設置から50年を経過した下水道管を対象とした「緊急改築推進事業」が創設されたものの、29年度までの时限措置とされている。

【耐用年数を超過する下水道管の延長】



要望

下水道管の老朽化対策をより一層推進するため、
29年度に終了する「緊急改築推進事業」に代わる
新たな制度の創設、財源の確保が必要！

(5) 鉄道施設の改修・更新事業に対する支援など地下鉄事業に対する財政措置の拡充

地下鉄の果たす役割

年間5千万人を超える観光客。1日当たりのお客様数は約37万9千人、市内鉄道輸送の約55%を担う交通の大動脈。



まちづくりに不可欠な都市装置であり、将来にわたって維持していくことが必要！

公営地下鉄事業者で唯一の経営健全化団体

東西線の建設がバブル期と重なったこと等から建設費が高騰
(要した建設費は全線で総額約8,500億円)

財政状況(28年度決算)

- ・借入金残高 3,764億円
- ・累積資金不足額 309億円

公営地下鉄事業者で最大！

大きな財政負担

烏丸線は開業35年、東西線も開業20年を経過し、今後改修・更新事業が本格化。更に、烏丸線全駅に可動式ホーム柵を設置した場合、多額の経費が必要

→ 今後10年間で、平成21～30年度の10年間における所要経費(約420億円)を大きく上回る経費が見込まれる
このため、累積資金不足が増加し、引き続き厳しい経営状況に！

要望

- ① 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ② 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
- ③ 車両や駅設備等における低炭素化に資する事業に対する補助制度の継続、要件緩和

1.1 空き家対策をより実効性のあるものとするための制度改正

空き家の増加が、防災、景観、地域コミュニティの活力等に悪影響を生じさせており、空き家対策は喫緊の課題です。空き家の活用・適正な管理を更に促進させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大
- (2) 空き家の活用を促進するための、固定資産税の住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化

(総務省、国土交通省)

(1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大

現状・課題

- 長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても、他の住戸に居住者がいる場合は、**空家特措法の対象外**であり、本市が通報を受けた空き家のうち、約30%が法の対象外
- 本市では、空家特措法の対象外の空き家については、**条例に基づき指導等を実施**
- 条例による勧告では固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ、条例に基づく過料は法の規定より少額であるため、**法による指導等の方が強力**



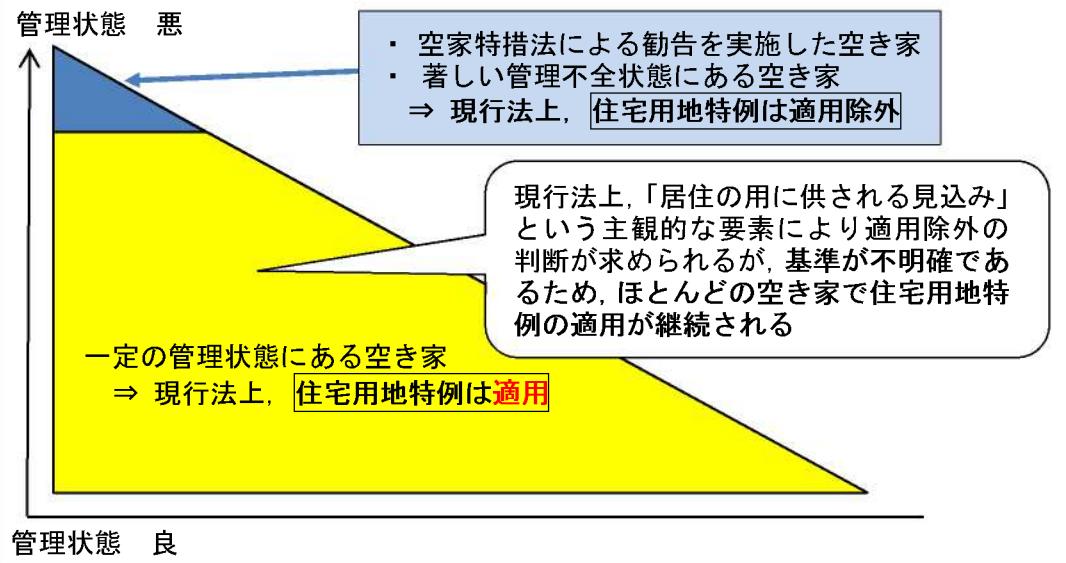
要望

長屋及び共同住宅の一部の空き住戸を
空家特措法の対象とするよう法改正が必要！

(2) 空き家の活用を促進するための、固定資産税の住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化

現状・課題

- 京都市の空き家は約11万4千戸。うち、**市場に流通していない「その他の住宅」**に該当する空き家が約4万5千戸を占める
- 空き家が放置されると、所有者不明や管理不全状態に陥るおそれが高い
- 空き家の流通・活用の促進には**固定資産税の住宅用地特例の適用除外**が効果的だが、**住宅用地特例は「空き家であることのみ」をもって適用除外とはならず、適用除外の判断基準も具体的に示されていない**
⇒ 現在の仕組みでは、**空き家の放置を助長してしまう！**



要望

住宅用地特例の適用除外の判断基準として、例えば居住実態がない期間を具体的に示すなど、空き家の流通・活用を促進するための統一的な基準を国において明確にすべき！

12 所有者不明不動産の発生を防止し、有効活用していくための制度改正等

安心安全で活力ある地域づくりに向け、本市が取り組んでいる空き家対策や林業の大規模集約化を実効性あるものとするためには、所有者不明不動産の発生防止・有効活用が不可欠です。また、全国的に、固定資産税の賦課徴収をはじめ、災害復旧や防災事業を進めるうえでも課題となっており、抜本的な制度改正が必要であることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 空き家など所有者不明不動産の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等
- (2) 森林法における所有者不明森林の整備手続の簡素化及び主伐許可に係る権限の市町村への付与
- (3) 抜本的な対策としての、所有者の迅速な特定に向けた不動産名義変更手続の義務化及び罰則の制定

(法務省、林野庁、国土交通省)

(1) 空き家など所有者不明不動産の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等

現状・課題

- 所有者不明の空き家は放置され、空家特措法で規定される「特定空家等」になる蓋然性が高い
- 所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度の活用が有効（相続財産管理人、不在者財産管理人）
- しかし、市町村は、対象の空き家に関して債権を有するなど利害関係人として認められなければ、財産管理人の選任の申立てができない
- 所有者不明の特定空家等は、再建築できない敷地に存するといった理由から不動産の評価額が低い場合もあり、財産管理人の申立てに必要な予納金について、空き家・敷地の売却代金から回収することを見込めない

要望

- 所有者不明の特定空家等について、市町村を財産管理人選任の申立てが可能な利害関係人として明確に位置づけることが必要！
- 財産管理人の申立ての費用負担を軽減する財政支援制度の創設が必要！

(2) 森林法における所有者不明森林の整備手続の簡素化及び主伐許可に関する権限の市町村への付与

現状・課題

- 伐期を超えた森林が多くの割合を占めているため、主伐による森林資源の循環利用を行う必要がある
- 現在の木材価格で収益を確保するため、大規模集約化による低コスト林業を実施する必要がある
- ⇒ 特に京都市では、民有林率が高く、所有規模も小規模零細である。そのため、大規模集約化に当たっては、多くの所有者から同意を得る必要があり、所有者不明森林の存在が大きな課題

- 現行の国の制度（森林法）
 - ① 要間伐森林制度（H24～）
 - ② 森林施業のための土地を継続使用する制度（H24～）
 - ③ 共有林の持分移転の裁定制度（H29～）
- ⇒ いずれも手続が複雑であり、特に①②については、制度開始から5年が経過しているものの、活用事例はない

要望

- 所有者不明森林における
- 整備手続の簡素化に関する権限付与が必要
- 主伐許可に関する権限付与が必要

(3) 抜本的な対策としての、所有者の迅速な特定に向けた不動産名義変更手続の義務化及び罰則の制定

現状・課題

- 不動産の名義変更に伴う登記申請は任意であるため、相続登記が放置されるケースがあり、所有者不明の不動産が発生
『空き家対策における現状』本市が通報を受けた空き家の約4割は、所有者が登記名義人と異なる

要望

- 不動産所有者の変更があった場合の登記申請の義務化及び罰則の制定が必要！

13 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止など 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対する十分な財政措置がされていないのが現状です。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) 地方消費税の清算基準の見直しにあたり、税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨を歪めないような制度の構築
- (3) 国が導入を検討している森林環境税における、地域特性に十分配慮した市町村への配分方法の採用
- (4) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (5) マイナンバー制度の普及促進と更なる有効活用に必要な対応及び十分な財源措置

(内閣官房、総務省、林野庁)

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

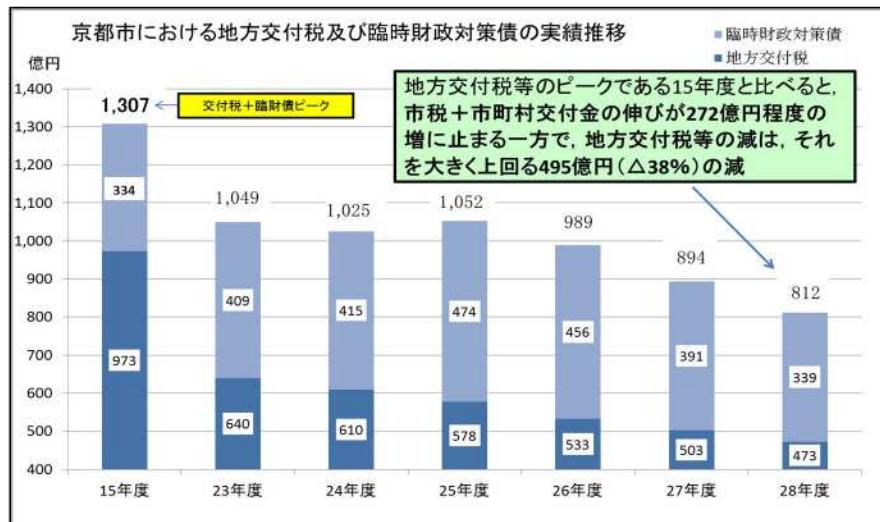
- ① 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること**

京都市の財政事情

大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生**している。一方、寺社・仏閣、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性**により税基盤が非常に脆弱なうえ、**交付税の削減**により厳しい財政状況にある。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、禁じ手である減債基金の取崩しで対応している。

- ※ 減債基金（ルール積立分）からの取崩しは累計 89 億円
- ※ 財政調整基金残高はゼロ（他政令市平均 204 億円）



社会福祉関連経費と臨財債償還費以外の需要額が年々減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき

(単位：億円)

項目	27年度	28年度	29年度	27～29年度平均増△減
基準財政需要額	2,905	2,880	2,891	△7
うち、社会福祉関連経費	1,150	1,171	1,196	+23
うち、臨時財政対策債の償還	155	171	189	+17
上記以外のサービスに要する経費	1,600	1,538	1,506	△47

※ 基準財政需要額=府費負担教職員給与費の移管の影響等を除く

※ 社会福祉関連経費=生活保護費+社会福祉費+保健衛生費+高齢者保健福祉費

地方財政計画における地方税等の収入見込みが実態より過大

的確な収入見込みを計上するとともに、法人市民税同様、景気の変動を受けやすい配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税交付金にも、精算・補てん制度が必要

対前年度伸び率△2.4% (地財計画 0.1%)

(単位：億円)

項目	27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (見込)	27～29年度 の増減
一般財源収入	3,874	3,781	3,845	△29
うち交付税+臨時財政対策債	894	812	908	+14
うち市税+府税交付金	2,926	2,866	2,883	△43

※ 29年度の数値は交付税のみを反映し、その他は予算額。

※ 教職員給与費移管分を除く。

対前年度伸び率△2.1% (地財計画 3.2%)

マイナンバー制度の普及促進と更なる有効活用に必要な対応及び十分な財源措置

○ 制度の普及促進と更なる有効活用

課題

制度の普及促進のためには、国民がマイナンバーカード取得等のメリットや必要性を実感できる有効な取組の早期実施ときめ細やかな情報提供が必要

要望

- ① 制度のメリットが実感できるよう、情報弱者に配慮しつつ、マイナンバーカードを活用した実効ある取組の早期実施及び自治体が参画しやすい仕組みの構築を！
- ② 制度の普及促進に重要な役割を担う自治体等に迅速かつ的確な情報提供を！

○ 自治体におけるカード交付事務等に必要な財源の措置

課題

全国的にマイナンバーカードの普及率は低調であるが、今後、カードの利用範囲の拡大により、国民がメリットを享受できるようになれば、カードの申請は大幅に増加することが見込まれることから、市町村においては、円滑かつ確実な交付事務が遂行できる交付体制の確保が不可欠

要望

当該事務は法定受託事務であり、必要な経費は全額国庫負担とすべき！

平成28年度は4億5千万円の必要経費に対し、補助金は1億1千万円

○ マイナンバーカード等への旧姓併記に係るシステム改修費の財源の措置

現状・課題

旧姓対応に係る企画・開発費については、国の要綱において、10分の10に相当する額を補助するとされている。

本市では、旧姓対応に係る経費として、約1億3,600万円を見込んでおり、平成29年度は2,748万円の国補助金が措置され、残りの改修等に関する補助金は、予算確保の状況に応じて示すとされている。

要望

補助金交付要綱に則り、全額国庫負担となるよう、各市町村の実態に応じた十分な財源措置を！

○ 国・自治体間の情報連携データの追加等に係るシステム改修費の財源の措置

現状・課題

マイナンバー制度に基づく国・自治体間の情報連携において、省令改正により平成30年7月から連携対象となる情報が追加等されることから、全自治体でシステム改修が必要となるが、一部のシステム改修費しか国補助金の対象となっていない。

必要経費として見込まれる約8,800万円に対し、国補助金は約1,200万円

要望

必要額の全てを国補助金の対象にすべき！

安心・安全で、市民生活と調和した「民泊」の実現

誰もが安心して暮らせる市民生活の実現と、宿泊観光の向上の両立に向け、宿泊客と周辺住民の安心安全の確保、及び周辺住民との調和を前提に、地域の実状に応じた「民泊」を推進するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地域の実状に応じた「民泊」の運用を可能とする仕組みの構築
- (2) 管理業者や仲介業者への実効的な指導・監督
- (3) 「民泊」の指導・監督等に当たって新たに生じる財政負担への支援や制度の改正

(厚生労働省、観光庁)

現状・課題

1 急増する無許可営業「民泊」が引き起こすトラブルに対する本市の取組

(1) 「民泊通報・相談窓口」の設置

平成28年7月に全国に先駆けて開設。これまでに2,600件を超える苦情に対し、3,490回に及ぶ現地調査を実施し、343箇所を営業中止に。

(2) 「民泊」対策に特化した専門チームの設置

平成29年4月に設置。10月には20名体制に強化し、全力を挙げて現地調査や指導を実施中。

2 住宅宿泊事業法の課題

観光立国推進法の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組の重要性が謳われているにもかかわらず、住宅宿泊事業法では、市民生活との調和を損なう民泊の問題点の多くについて、その規制が条例に委任されていない。

このまま、全国一律の規制緩和が進むと、市民・観光客双方の安心・安全が損なわれ、民泊が「観光立国」のブレーキになりかねない。

3 本市の実情に応じた民泊の在り方の検討

このため、本市では、平成29年9月に「京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議」を設置し、外部有識者により、民泊の適正な在り方について検討。3回の会議を重ね、ルール骨子案をまとめた。

(第3回検討会議のルール骨子案)

課題	ルール骨子案
迷惑行為防止に係る説明が宿泊者に行き届かず、騒音やタバコのポイ捨てなどの苦情が発生	本人確認の対面での実施
騒音などのトラブルや火災など緊急事態の発生時には、即座に対応が必要	管理者の原則常駐及び駆けつけ要件の設定
事業者と地域との信頼関係が構築されないまま事業が始まることで、周辺住民とのトラブルが発生	周辺住民等への事前説明

要望

1 地域の実状に応じた「民泊」の運用を可能とする仕組みの構築

上記のルール骨子案にあるように、住民に対して責任を負う自治体が、地域の実状に応じて、市民生活と調和し、宿泊客の安心・安全が確保された民泊を実現するために、必要な規制・ルールを条例等により決められるようにすべき

2 管理業者や仲介業者への実効的な指導・監督

(1) 管理業者による住宅宿泊事業法の適正な運用を徹底させるべき

(2) 仲介業者の運営サイトにおける無許可・無届施設の掲載削除をはじめ、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の掲載等を義務付けるべき

3 「民泊」の指導・監督等に当たって新たに生じる財政負担への支援や制度の改正

自治体が届出業務を円滑に行い、かつ、違法事業者への指導を徹底的に進めるための体制整備への支援や手数料の徴収を可能とするような制度改正等が必要

効果

本市において、市民生活と調和した「民泊」を進めることは、全国各地で起こりうる問題の解決方法を示し、豊かな国民生活の実現と「観光立国・日本」の推進に貢献